さいたま市水道局工事成績評定要領

平成１５年４月１日設定
平成１８年４月１日改正
平成１９年４月１日改正
平成２２年４月１日改正
令和３年３月２３日改正
令和７年３月１３日改正

（目的）

第１条　この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年法律第１８号）第７条に基づき、さいたま市水道局が発注する工事の請負（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定の対象は、さいたま市水道局工事検査要綱（平成１８年４月１日設定）第１条に規定する工事のうち、請負代金の額が５００万円以上の工事とする。ただし、さいたま市水道局工事特命検査要綱（平成１８年４月１日設定）第２条第１項第１号に規定する工事及び水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める工事については、評定を省略することができる。

（評定の内容）

第３条　評定は、工事の施工状況、目的物の出来形、出来ばえ等を評価するものとする。

（評定者）

第４条　評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員及び総括監督員（以下「監督員等」という。）並びに工事検査員（以下「検査員」という。）又は指定検査員とする。

（評定方法）

第５条　評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、工事成績評定表（様式第１号）及び工事細目別評定点採点表（様

式第２号。以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

３　評定は、別に定める工事成績採点の考査項目別運用表（以下「運用表」という。）及び「施工プロセス」チェックリスト(以下「チェックリスト」という。）により行うものとする。ただし、請負代金の額が５００万円未満の工事については、評定を小規模工事検査確認事項に基づく方法で行うことができる。

４　評定者は、工事における高度技術、創意工夫及び社会性等については、工事全般を通して特に優れた技術等を評価するものとする。

５　受注者は、実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書（様式第３号。以下「実施状況報告書」という。）により工事完成通知書に添えて提出することができる。

（評定の時期及び報告等）

第６条　監督員等は、工事が完成したとき、速やかに評定を行い、評定表等、運用表及びチェックリストを工事検査員又は指定検査員に提出しなければならない。また、実施状況報告書が提出された場合は、併せて提出するものとする。

２　工事検査員又は指定検査員は、完成検査を実施したとき、速やかに評定を行い、水道工事検査監又は工事所管部長に評定結果を報告するものとする。

３　水道工事検査監又は指定検査員は、評定終了後遅滞なく工事所管課又は所（以下「工事所管課」という。）の長に評定等及び運用表により評定結果を通知するものとする。

（評定表等の保管）

第７条　工事検査員及び指定検査員が評定した評定表等及び運用表は管財課で、監督員等が作成した運用表及びチェックリストは、工事所管課で保管するものとする。

（その他）

第８条　この要領で定めるもののほか、工事の成績評定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　記

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附　記（平成 18 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附　記（平成19年4月1日）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附　則（平成21年11月5日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月26日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月23日）

この要領は、令和3年4月1日から施工する。

附　則（令和7年3月13日）

この要領は、令和7年4月1日から施工する。

工事成績評定表　（水道工事）　（□修正）　土木工事

様式第１号　（第５条関係）　　水道局　　部　　課　　係

工 事 名																				
受注者名		工期	年　月　日～　年　月　日											完成年月日	年　月　日					
考　査　項　目		監督員(40%)					総括監督員(20%)							検査員(40%)						
		氏名					氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	c	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1　施工体制	（1）施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	（2）配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2　施工状況	（1）施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	（2）工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	（3）安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	（4）対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3　出来形及び出来ばえ	（1）出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	（2）品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	（3）出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4　工事特性	（1）施工条件への対応（※１）																			
5　創意工夫	（1）創意工夫（※２）	+7.0　～　0																		
6　社会性等	（1）地域への貢献						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）		（＋，－）　点					（＋，－）　点							（＋，－）　点						
評定点（６５±加減点合計）		①　点					②　点							③　点						
評定点計		点					（①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.4＝　点）													
7　法令遵守																				
評定点合計（※３）		点　評定点計（　点）－ 7 法令順守等（　点）＝　点																		
8　総合評価技術提案	提案履行確認（※４）						履行　・　不履行　・　対象外													

（監督員所見）	（総括監督員所見）	（検査員所見）

※１　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※２　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特質すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※３　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※４　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事細目別評定点採点表　（水道工事）　（□修正）　土木工事

様式第２号（第５条関係）

項　　目	細　　別	①監督員（40%）	②総括監督員（20%）	③検査員（40%）	④細目別評定点（100%）	備　　考
1　施工体制	（１）施工体制一般	（　　）×0.4＋2.9＝　点			3.3　点	
	（２）配置技術者	（　　）×0.4＋2.9＝　点			4.1　点	
2　施工状況	（１）施工管理	（　　）×0.4＋2.9＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	13.0　点	
	（２）工程管理	（　　）×0.4＋2.9＝　点	（　　）×0.2＋3.2＝　点		8.1　点	
	（３）安全対策	（　　）×0.4＋2.9＝　点	（　　）×0.2＋3.3＝　点		8.8　点	
	（４）対外関係	（　　）×0.4＋2.9＝　点			3.7　点	
3　出来形及び出来ばえ	（１）出来形	（　　）×0.4＋2.8＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	14.9　点	
	（２）品質	（　　）×0.4＋2.9＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	17.4　点	
	（３）出来ばえ			（　　）×0.4＋6.5＝　点	8.5　点	
4　工事特性	（１）施工条件等への対応		（　　）×0.2＋3.3＝　点		7.3　点	
5　創意工夫	（１）創意工夫	（　　）×0.4＋2.9＝　点			5.7　点	
6　社会性等	（１）地域への貢献等		（　　）×0.2＋3.2＝　点		5.2　点	
7　法令遵守等			（　　）×　1.0＝　点		0　点	
				評定点合計	100　点	
8　総合評価提案	提案履行確認		履行　不履行　対象外			

※　（①＋②＋③）＝④細目別評定点

注）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工事成績評定表（水道工事）（□修正）　建築・電気設備・機械設備工事

様式第１号　（第５条関係）　　水道局　　部　　課　　係

工 事 名																					
受注者名		工期	年　月　日～　年　月　日											完成年月日	年　月　日						
考　査　項　目		監督員(40%)					総括監督員(20%)							検査員(40%)							
		氏名					氏名							氏名							
項目	細別	a	b	c	c	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1　施工体制	（1）施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	（2）配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2　施工状況	（1）施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	（2）工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	（3）安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	（4）対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3　出来形及び出来ばえ	（1）出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	（2）品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	（3）出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4　工事特性	（1）施工条件への対応（※１）																			
5　創意工夫	（1）創意工夫（※２）	+7.0　～　0																		
6　社会性等	（1）地域への貢献						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）		（＋，－）　点					（＋，－）　点							（＋，－）　点						
評定点（６５±加減点合計）		①　点					②　点							③　点						
評定点計		点					（①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.4＝　点）													
7　法令遵守																				
評定点合計（※３）		点　評定点計（　点）－ 7 法令順守等（　点）＝　点																		
8　総合評価技術提案	提案履行確認（※４）						履行　・　不履行　・　対象外													

（監督員所見）	（総括監督員所見）	（検査員所見）

※１　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※２　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特質すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※３　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※４　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事細目別評定点採点表　（水道工事）（□修正）　建築・電気設備・機械設備工事

様式第２号（第５条関係）

項　　目	細　　別	①監督員（40%）	②総括監督員（20%）	③検査員（40%）	④細目別評定点（100%）	備　　考
1　施工体制	（１）施工体制一般	（　　）×0.4＋2.9＝　点			3.3　点	
	（２）配置技術者	（　　）×0.4＋2.9＝　点			4.1　点	
2　施工状況	（１）施工管理	（　　）×0.4＋2.9＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	13.0　点	
	（２）工程管理	（　　）×0.4＋2.9＝　点	（　　）×0.2＋3.2＝　点		8.1　点	
	（３）安全対策	（　　）×0.4＋2.9＝　点	（　　）×0.2＋3.3＝　点		8.8　点	
	（４）対外関係	（　　）×0.4＋2.9＝　点			3.7　点	
3　出来形及び出来ばえ	（１）出来形	（　　）×0.4＋2.8＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	14.9　点	
	（２）品質	（　　）×0.4＋2.9＝　点		（　　）×0.4＋6.5＝　点	17.4　点	
	（３）出来ばえ			（　　）×0.4＋6.5＝　点	8.5　点	
4　工事特性	（１）施工条件への対応		（　　）×0.2＋3.3＝　点		7.3　点	
5　創意工夫	（１）創意工夫	（　　）×0.4＋2.9＝　点			5.7　点	
6　社会性等	（１）地域への貢献等		（　　）×0.2＋3.2＝　点		5.2　点	
7　法令遵守等			（　　）×　1.0＝　点		0　点	
				評定点合計	100　点	
8　総合評価提案	提案履行確認		履行　不履行　対象外			

※　（①＋②＋③）＝④細目別評定点

注）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第３号（第５条関係）

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工　　事　　名		受　注　者　名	
項目	評価内容	実施内容	
□工事特性 施工条件等への対応			
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力			
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献			

※説明資料は別葉で簡潔に作成すること。